



# 群馬労働局の取組 トピックス

(労働保険の年度更新、電子申請、働き方改革推進支援センター)



発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

## ① 労働保険の年度更新が始まります！ ～申告と納付はお早めに～

【労働保険に加入する事業主の皆さまへ】

○令和3年度労働保険の年度更新期間は、**6月1日(火)～7月12日(月)**です。事業主の皆さまには、お早めに申告・納付のお手続きをお願いいたします。

安心して働きたい!

令和3年度

申告と納付はお早めに

**労働保険の年度更新**

労災保険・雇用保険

**6/1(火)～7/12(月)**

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。  
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

厚生労働省 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・厚生労働省ホームページ  
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会 <https://www.mhlw.go.jp>

各労働基準監督署の年度更新申告書集合受付の日程等

開催場所	開催日時	駐車場	主催(問合せ先)
前橋監督署 7階会議室 前橋市大手町2-3-1 (前橋地方合同庁舎内)	7月 8日(木) 7月 9日(金) 7月12日(月)	若干有	前橋労働基準監督署 027-896-4537
前橋監督署伊勢崎分庁舎 会議室 伊勢崎市下植木町5-17 《保険料の納付は出来ません》		有	前橋労働基準監督署 伊勢崎分庁舎 0270-25-3363
桐生監督署 1階会議室 桐生市末広町1-3-5 (桐生地方合同庁舎内)		有	桐生労働基準監督署 0277-44-3523
太田監督署 1階会議室 太田市飯塚町1-04-1		有	太田労働基準監督署 0276-58-9730
高崎監督署 3階 高崎市東町1-34-12 (高崎地方合同庁舎内) 027-367-2314	各日 9時から16時まで	有	6月1日から7月12日まで(土・日・祝日を除く) 監督署事務室において、随時、受付・相談を行います。 電子申請または郵送による提出も可能です。 ※集合受付の開催は予定していません。
沼田監督署 2階 沼田市薄根町4-468-4 0278-23-0323			
藤岡監督署 2階 藤岡市下栗須1-24-10 0274-22-1418			
中之条監督署 2階 吾妻郡中之条町中之条664-1 0279-75-3034			
高崎監督署 3階 高崎市東町1-34-12 (高崎地方合同庁舎内) 027-367-2314			

※年度更新期間終了後も、年度更新申告書の提出状況及び申告書の記載内容について、群馬労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)の職員、または厚生労働省から委託を受けた以下の民間業者からお問い合わせをさせていただくことがありますので、ご了承ください。

【群馬県の審査担当業者名】 **伊藤喜ベストメイツ株式会社**

○年度更新申告書の書き方についてはこちらをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html)



○年度更新申告書の書き方については厚生労働省動画チャンネルにおいて動画配信もしております。

<https://www.mhlw.go.jp/douga/youtube.html>



厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

## ② 労働保険の年度更新申告にも「電子申請」をご活用ください！

○労働保険の年度更新申告は、「電子申請の総合窓口（e-Gov）」から電子申請でも手続きを行うことができます。

電子申請であれば、ご自宅やオフィスのパソコンで24時間申告・納付をすることが可能です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためにも、ぜひ電子申請をご活用ください。詳しくはこちらをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudokijun/hoken/denshi-shinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/hoken/denshi-shinsei.html)



この時代、電子申請は、新しい働き方のひとつですよ。

厚生労働省

これからを働くための、デジタル新戦略。  
**労働保険 電子申請**

**特徴1** 紙のスピーディに申請できるんじや。  
大量の申請書類への記入は大変ですね。そんな時、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

**特徴2** いつでもどこでも手続きができますよ。  
労働局や労働基準監督署などの窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続きが可能です。

**特徴3** むだな時間、コストを削減できるぞ。  
申請、届出用紙の入手は不要。移動費などのコストが削減できます。さらにGbizIDやマイナンバーカードを使うと電子証明書の取得費用もかかりません。

労働保険の納付は口座振替・電子納付が便利です。  
詳しくは「労働保険の電子申請」検索

新しい時代を乗り越える新しい作戦、「GbizID」。

さらに便利に。1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできるんじや。

労働保険関係手続（一部手続は除く）について、GbizIDを利用して手続きすることができます。またGbizIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。会社や本人を証明する書類の提出が必要なく、スムーズに申請できます。労働保険関係手続では、「GbizIDプライム」と「GbizIDメンバー」のアカウントが使用可能です。

GbizIDに対応している手続については、[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudokijun/hoken/denshi-shinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/hoken/denshi-shinsei.html)

GbizIDプライム	GbizIDメンバー
登録申請に加え、印鑑登録・証明申請や登録印が必要。アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。労働申請もアカウントができてからになりますので、余裕をもって作成しましょう。	組織に所属する従業員用のアカウント。GbizIDプライムを登録した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます※1。また、事業主の代理人（総務部長等）※2又は支店長等が事業主として届出等がされている場合に使用できます。※1 本人が所属している法人の組織に属するものの作成可能。※2 代理人により申請する場合は代理人届出書の提出が必要。

さあ、「GbizIDプライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

アカウント作成に必要なもの。

- スマートフォン・携帯電話  
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑（登録）証明書と登録印  
法人・印鑑証明書、登録印  
個人事業主・印鑑登録証明書、登録印  
申請書に押出し、印鑑（登録）証明書と共にGbizID運用センターに送付します。
- 印鑑（登録）証明書は、発行日より3ヶ月以内の原本。

用意ができたら「GbizID」のTOPページへ。

詳しくは、<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

「労働保険の電子申請特設サイト」から、e-Govにアクセスしよう。

さあ、電子申請の事前準備をはじめよう。

e-Gov電子申請

いつでも、どこでも申請  
仕事を効率化するe-Gov電子申請

- チェック1 電子証明書を用意します。  
(GbizIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。)
- チェック2 アカウントの準備を行います。
- チェック3 ブラウザの設定を確認します。
- チェック4 アプリケーションをインストールします。

●市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらにメリットがあります。  
労働者の情報をソフト内に加工し保存できます。  
当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけです。ぜひ、ご利用をご検討ください。

e-Gov電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

## ③ 群馬働き方改革推進支援センターにおまかせ！

**働き方改革**の取組を  
社会保険労務士が**無料**でサポートします！

中小企業の皆様へ  
労務管理の専門家が  
お悩みを解決します

- 働き方改革を総合的に、継続的に推進するには？
- 長時間労働の是正のため何に取り組めば良いの？
- 不合理な待遇差を解消する同一労働同一賃金の実現には、どうすれば良いの？
- 生産性の向上や賃金を上げるには？
- 人手不足の解消に必要な対策って…？
- 働き方改革に利用できる助成金の情報を教えて…！

○「群馬働き方改革推進支援センター」では、電話無料相談や無料の個別訪問支援を行っています。

○小規模の勉強会やセミナーへの講師派遣、商工会議所などでの出張無料相談も行っています。

○「生産性向上や業務効率アップのための機器の導入」と「助成金」の組み合わせの相談に、お気軽にご活用ください。

電話でのご相談は ☎ **0120-486-450**

**群馬働き方改革推進支援センター**  
前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会 内  
☛ [hatarakikatakaikaku@gunma-sharoushi.com](mailto:hatarakikatakaikaku@gunma-sharoushi.com) (来所・メールによるご相談もお受けいたします)

相談受付 2021. **4/1** ▶ 2022. **3/31** 開設時間 平日9:00~17:00 (12/29~1/3を除く)

厚生労働省 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/madoguchi\\_annai/hatarakikatacenter.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/madoguchi_annai/hatarakikatacenter.html)